

文部科学省、農林水産省、
中部地方整備局、桐生市、
掛川市 同時発表

平成30年1月19日
都市局公園緑地・景観課

群馬県桐生市・静岡県掛川市の歴史的風致維持向上計画を認定 ～牧野副大臣より各市長に認定証を直接交付します～

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、群馬県桐生市、静岡県掛川市の歴史的風致維持向上計画について、1月23日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。当日は、牧野国土交通副大臣が、主務大臣連名の認定証を各市長に対して直接交付します。

今回の群馬県桐生市、静岡県掛川市の認定により、当該計画の認定都市数は、64市町となります。（詳細は別紙参照）

【認定式】

1. 日 時 平成30年1月23日（火）10：45～
2. 場 所 牧野国土交通副大臣室
（千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階）

- * 冒頭より認定証の手交までカメラ撮り可。認定式終了後、各市長へのぶら下がり取材が可能です。
- * 取材をご希望の方は、10:30までに4階エレベーターホールにお集まりください。
- * 国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります。

【問い合わせ先】

- 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室 富所、藤井
TEL：03(5253)8111(内線32983,32988) 03(5253)8954(直通)
FAX：03-5253-1593
- 文化庁 文化財部 伝統文化課 文化財保護調整室 中田、佐々木
TEL：03(5253)4111(内線2865,2415)
- 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 久保、清水
TEL：03(3502)6004

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 30 年 1 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等62市町の計画を認定しています。

このたび、群馬県桐生市、静岡県掛川市の歴史的風致維持向上計画を1月23日に認定し、認定都市数は64市町となります。なお、今回認定を受ける各市の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP :

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

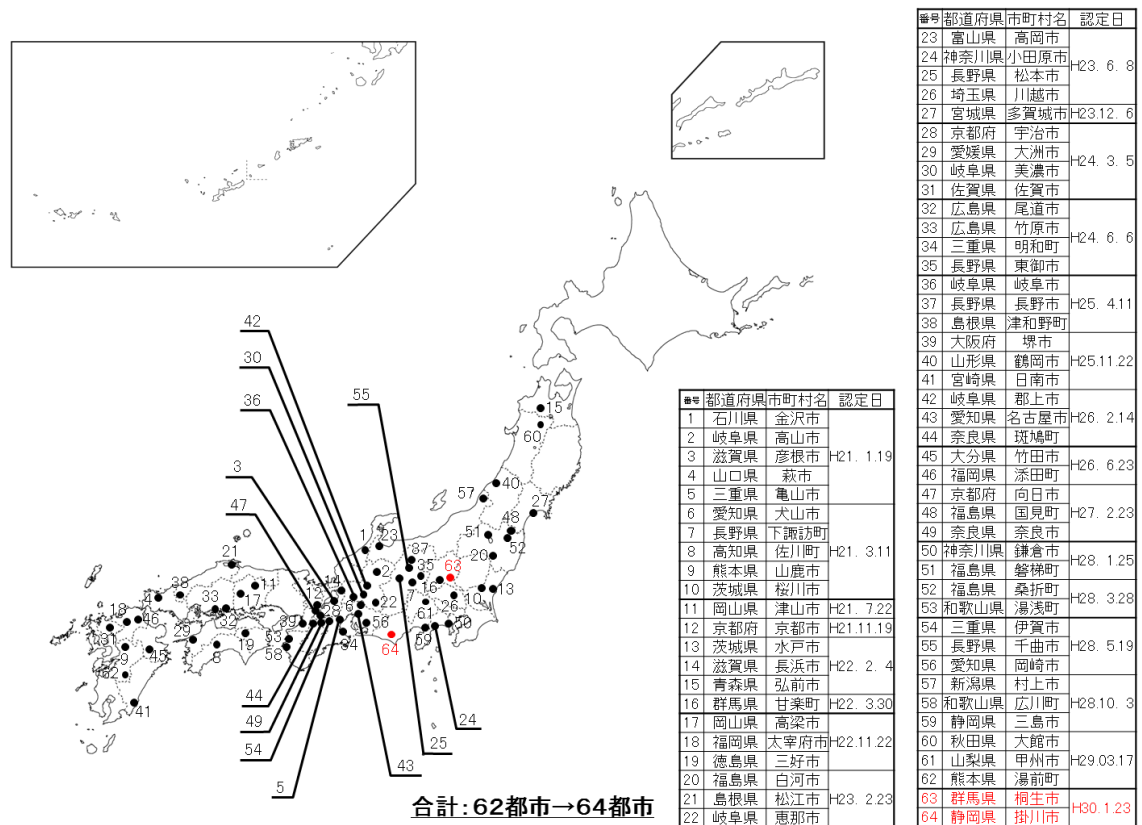


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各市の歴史的風致維持向上計画の概要

○桐生市歴史的風致維持向上計画（群馬県桐生市 認定申請日 H29. 12. 18）

重要伝統的建造物群保存地区「桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区」及びその周辺地域と、伝統産業としての織物産業やこれに由来する機神信仰、桐生祇園祭等の伝統的な祭礼や行事等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、伝統的建造物の保存修理や公開活用、道路の無電柱化や舗装の美装化、織物産業の保護育成事業等が位置づけられています。



【織物産業を営むノギリ屋根工場】

○掛川市歴史的風致維持向上計画（静岡県掛川市 認定申請日 H30. 1. 9）

国指定重要文化財「掛川城御殿」や国指定史跡「横須賀城跡」及びこれらの城下町等と、掛川祭における三大余興や三熊野神社大祭等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、伝統的建造物の保存修理・活用、道路の無電柱化や舗装の美装化、城跡の復元等が位置づけられています。



【掛川祭における三大余興の1つ「大獅子」】

■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）

歴史的風致維持向上計画に対する主な支援措置

①社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原を補助対象に追加

②社会資本整備総合交付金 (都市公園等事業)

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加

③社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、電線電柱類移設等を基幹事業に追加

④集約促進景観・歴史的風致形成推進事業

- 集約型都市構造への転換促進に資する事業として、歴史的風致形成を促進する取組を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理、復元を補助対象に追加

⑤歴史的風致活用国際観光支援事業

- 広域観光周遊ルートを形成する歴まち計画認定都市における受入環境整備を総合的に支援
- 案内板等の多言語化、体験プログラム開発、観光案内所等の機能向上などが補助対象

